

改正前	改正後	備考	委員からの意見と事務局からの回答
2. 本委員会の審議手順 (1) 技術評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書(案)を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。 (以下、略。) (2) 省略 (3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請 事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。 (4) ~ (6) 省略	2. 本委員会の審議手順 (1) 技術評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書(案)を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。(以下、略。) (2) 省略 (3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請 事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見をまとめ、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。 (4) ~ (6) 省略	2. (1) の改正について 「もとづき」を「基づき」に修正する。 2. (3) の改正について 「纏め」を「まとめ」に修正する。	【渡委員】 本要領の1. では「基づき」に対して2. (1) では「もとづき」、また、2. (3) および3. (3) では「纏め」に対して2. (6) d. では「まとめ」と表記されていることから、どちらかに統一すべきでは。 【事務局】 本要領内での「もとづき」の下線部は漢字、「纏め」の下線部は平仮名で統一する。
3. プロセス評価委員会の審議手順 (1) ~ (2) 省略 (3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請 事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。 (4) 省略 (5) プロセス評価委員会の審議結果と対応について 審議結果に対する各対応は以下の通りとする。 a. 省略 b. 条件付き(全体技術評価書(案)の訂正等)で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局からプロセス評価委員長へ送付し、プロセス評価委員長の確認後、規格番号を付与する。 c. 省略 (6) ~ (7) 省略 <u>(8) 妥当性を確認した民間規格のリスト掲載期限</u> <u>保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、リスト掲載期限は以下の通りとする。</u> a. 当該民間規格の改正版がリストに掲載される日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、改正前の民間規格は、改正版がリストに掲載された日から起算して1年間または当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間のいずれかのうち、後に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、旧版に対する経過措置としての掲載期限であることを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。 b. 前項a.によりらず、本委員会が次の各号のいずれかに該当するものと決議したときは、その決議日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項a.により定められた掲載期限がある場合は、いずれか先に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。 ①重大な瑕疵が確認され、保安検査の方法として妥当性が失われた場合。 ②リスト化された時点から5年以上が経過したにも関わらず、特段の理由なく見直しが行われていない場合。 ③当該民間規格を作成した団体が当該規格を廃止した場合、または団体の解散その他の理由により規格の維持・管理が不可能となった場合。	3. プロセス評価委員会の審議手順 (1) ~ (2) 省略 (3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請 事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見をまとめ、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。 (4) 省略 (5) プロセス評価委員会の審議結果と対応について 審議結果に対する各対応は以下の通りとする。 a. 省略 b. 条件付き(全体技術評価書(案)の訂正等)で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局からプロセス評価委員長へ送付し、プロセス評価委員長の確認後、規格番号を付与する。 c. 省略 (6) ~ (7) 省略 <u>(8) 妥当性を確認した民間規格のリスト掲載期限</u> <u>保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、リスト掲載期限は以下の通りとする。</u> a. 当該民間規格の改正版がリストに掲載される日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、改正前の民間規格は、改正版がリストに掲載された日から起算して1年間または当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間のいずれかのうち、後に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、旧版に対する経過措置としての掲載期限であることを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。 b. 前項a.によりらず、本委員会が次の各号のいずれかに該当するものと決議したときは、その決議日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項a.により定められた掲載期限がある場合は、いずれか先に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。 ①重大な瑕疵が確認され、保安検査の方法として妥当性が失われた場合。 ②リスト化された時点から5年以上が経過したにも関わらず、特段の理由なく見直しが行われていない場合。 ③当該民間規格を作成した団体が当該規格を廃止した場合、または団体の解散その他の理由により規格の維持・管理が不可能となった場合。	3. (3) の改正について 「纏め」を「まとめ」に修正する。 3. (5) b.の改正について 誤字につき削除する。 3. (8) の【新設】について (改正の背景) 第5回設備技術規格評価委員会にて委員より、既に公開されている民間規格の改正版が、保安検査の方法として妥当であると評価され公開されるにあたり、旧版となつた公開中の民間規格の取り扱いについて質問が寄せられた。 しかしながら、民間規格等の審議に関する要領には、3. (6)項に妥当性を確認した民間規格をリスト化(公開すること)について、また、3. (7)項にリスト化された民間規格の見直し期限について、それぞれ規定されているものの、旧版となつた民間規格の取り扱いについては規定されていない。そのため、民間規格等の審議に関する要領を改正し、旧版となつた民間規格の取り扱いについて明確化することとした。 併せて、同じく第5回設備技術規格評価委員会において高圧ガス保安室より、既に公開されている民間規格について何らかの事情・理由により公開を取り止める必要が生じた場合の取り扱いを明確にしておくべきとの指摘を受けたため、民間規格等の審議に関する要領を改正することとした。 (改正内容の解説) (8)a. 国が告示で定める高圧ガス保安法の保安検査の方法の場合、事業者が旧版の規格から新版の規格へ移行するための経過措置として、旧版の規格を1年間有効としている。これに準拠しつつ、旧版の民間規格の運用実態を把握しているものと推察される民間規格作成団体が、1年間を超える経過措置期間を別途定めている場合には、その期間も有効とすることとした。また、経過措置として掲載期限を定める民間規格については、事業者の理解のために、旧版のための経過措置としての掲載期限であることを公表するものとした。 (8)b. 前項a.とは異なり、下記①～③のいずれにおいても、保安検査の方法として一刻も早く事業者が別の規格へ移行する必要のある経過措置につき、1年間または既に経過措置中の場合は、いずれか先に到来する日までを有効とした。また、経過措置として掲載期限を定める民間規格については、事業者の理解のために、下記①～③に該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表することとした。 ①重大な瑕疵として、技術的な不備、規格策定や評価プロセスにおける不適正、または関連法令との整合性に疑義が認められる場合などを想定している。 ②リスト化された民間規格に対しては、5年以内に改正、廃止または確認を行うことを作成団体が求めているが、配慮すべき理由なしに行われなかった場合を想定している。 ③これらの事象が発生した場合、当該民間規格に関する技術的な問い合わせなどの対応等が不可となることにより運用上の支障が生じることを想定している。	【渡委員】 項目a.については経過措置を含め理解出来ると思います。項目b.の文面を見ると項目a.によらず・・・その決議日を提出期限とする。この文面から"提出期限となった日から即、新規に移行(経過措置期限は無し)"と受け取れる印象を受けます。 例え、溶接協会HPなどにて現在、廃止に向けた委員会開催、次回委員会にて廃棄に関する決議予定"よって、〇年〇月〇日より新規に移行して下さい"といったアクション実施を(新規移行に向かって事前準備期間を持って頂く)されてはどうかと思います。 【事務局】 項目b.に以下のとおり経過措置を追加します。 "ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項a.により定められていた掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。" 【越野委員】資料4-1の旧版(改訂版)の廃止時期の件、規格ユーザー(A認定事業者)が混乱を生じないように、下記の2点をご教示お願いします。 ・当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間は、規格改訂版が発行される時など、いつ明示されるのか?(突然の旧版廃止は困るので) ・②は予見できるとしても、万が一①③では、A認定事業者が改訂版含めて保安検査を実施するための規格が皆無にもなりえるので、その場合のA認定事業所の対応はどうなるのか? 【事務局】 1点目については、a.項に以下のとおり経過措置を追記します。 "なお、この経過措置に該当する規格については、旧版に対する経過措置としての掲載期限であることを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。" 2点目については、b.項に以下のとおり経過措置を追記します。 "ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項a.により定められていた掲載期限がある場合は、いずれか先に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。"
6. 事務局 本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない事務局の役割と業務は以下の通りとする。 a. 省略 b. 事務局は、本委員会の規則、要領ならびに各委員長の指示に従い、各委員会の運営に関する次の事務を行う。 ①～③ 省略 ④ パブリックコメントを実施するためのwebページとパブリックコメントの管理。 ⑤～⑧ 省略 c. 省略	6. 事務局 本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない事務局の役割と業務は以下の通りとする。 a. 省略 b. 事務局は、本委員会の規則、要領ならびに各委員長の指示に従い、各委員会の運営に関する次の事務を行う。 ①～③ 省略 ④ パブリックコメントを実施するためのwebページとパブリックコメントの管理。 ⑤～⑧ 省略 c. 省略	6. ④の改正について 誤記のため修正する。	【渡委員】 6. ④項に誤字(ハ→バ)があります。 【事務局】 バに修正します。
附属書1 1.～4. 省略 5. パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	附属書1 1.～4. 省略 5. パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	附属書1の項目5. の改正について 誤記のため修正する。	【渡委員】 附属書1の項目5.に誤字(フ→ブ)があります。 【事務局】 ブに修正します。
別紙2 I. 省略 II. 「民間規格評価機関の要件(3)評価プロセス」との適合性確認 1.～5. 省略 6. 関係する省令基準および基準解釈の条文(既に引用されている民間規格等を含む)を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書として取りまとめられているか。 7.～9. 省略 III. 省略	別紙2 I. 省略 II. 「民間規格評価機関の要件(3)評価プロセス」との適合性確認 1.～5. 省略 6. 関係する省令基準および基準解釈の条文(既に引用されている民間規格等を含む)を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書として取りまとめられているか。 7.～9. 省略 III. 省略	別紙2のII.の項目5. の改正について 「とりまとめ」を「取りまとめ」に修正する。	【事務局】 本要領内での「とりまとめ」の下線部は、漢字に統一する。